

有田市職員旅費支給条例施行規則をここに公布する。

令和7年3月28日

有田市長 玉 木 久 登

有田市規則第12号

有田市職員旅費支給条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、有田市職員旅費支給条例（昭和29年条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(宿泊に係る特別な事情)

第2条 条例第12条ただし書きの宿泊に係る特別な事情がある場合とは、現に支払った費用の額が宿泊費の上限額を超える場合であって、公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するときに該当すると任命権者が認めるときとする。

(転居費の算定方法)

第3条 条例第15条の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
 - (2) 宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。
ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。
- 2 前項の算定に当たっては、法令及び条例等により他の種目として支給を受ける費用その他の公費による支給が適当でない費用を除くものとする。
- 3 職員が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(有田市職員旅費支給条例施行細則の廃止)
- 2 有田市職員旅費支給条例施行細則（昭和47年規則第14号）は、廃止する。